

微量のPCB(ポリ塩化ビフェニル)の混入を確認した 変圧器の絶縁油の処理について

2013年5月28日

当社は、下記の経緯に示すように、変圧器等の絶縁油に微量のPCBが混入していないか、適宜、確認をおこなっています。このたび、浜岡原子力発電所構内の協力会社の事務所にある受電設備の取替作業において、取り替えた変圧器の絶縁油を分析したところ、微量のPCB(濃度:12 mg/kg)が混入していることを確認しました。

当該変圧器は今後使用する予定がないことから、法令^{※1}に基づき、2013年4月24日に中部近畿産業保安監督部長へ廃止の届出をおこないました。また、当該変圧器およびPCBの混入した絶縁油については、本日より当社の指定保管施設への搬出をおこない、処理するまでの間、適切に保管してまいります。

<経緯>

- PCBは工業的に合成された化合物であり、電気的絶縁性等の性質により国内で絶縁油等に使用されていましたが、人体への毒性や環境への残留性が問題となり、1970年代に製造・輸入・使用が禁止となりました。
- 2001年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」が施行され、処分されずに保管されてきたPCB廃棄物の確実かつ適正な処理等が定められました。
- 一方、2000年に、PCBの使用が禁止された以降に製造された変圧器に微量のPCB混入が確認され、(社)日本電機工業会による調査の結果、2002年7月に、一部の電気機器には微量のPCB混入の可能性が否定できない等の報告がなされました。
- 当社は、それを受け、適宜、変圧器等の絶縁油にPCBが混入していないか確認をおこなっています。浜岡原子力発電所においては、これまでに予備変圧器内および3号機の起動変圧器(A)ブッシング内で、それぞれ微量のPCB混入を確認しています。

([2003年12月9日](#)、[2010年12月3日](#) お知らせ済み)

※1 法令とは、電気関係報告規則です。同規則第4条の表第17号の2の規定に基づき、PCBを含有する電気絶縁油を使用する電気工作物の廃止について届け出るものです。

以上